

岡山県DX推進指針

令和3（2021）年10月策定

令和5（2023）年3月改定

令和6（2024）年5月改定

岡山県

目次

1	指針策定の背景と趣旨	2
2	対象期間・推進体制	3
(1)	対象期間	3
(2)	推進体制	3
ア	庁内の推進体制	3
イ	デジタル人材の確保・育成	5
ウ	市町村との連携体制	5
3	目指す姿	6
4	取組事項	7
(1)	重点取組事項	7
ア	情報システムの標準化・共通化	7
イ	マイナンバーカードの普及促進・利用推進	8
ウ	行政手続のオンライン化等	9
エ	AI・RPA等のICTツール利用推進	10
カ	セキュリティ対策の徹底	11
キ	公金収納におけるeLTAxの活用	12
(2)	あわせて取り組むべき事項	13
ア	地域社会のデジタル化	13
イ	デジタルデバйд対策	15
ウ	アナログ規制の点検・見直し	16
エ	BPRの推進	16
オ	オープンデータの推進	17

1 指針策定の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症対応では、地域・組織間で横断的にデジタル技術やデータを十分に活用できず、迅速で効果的な対応やサービスの提供ができなかったことなど、行政のデジタル化の遅れが明らかとなった。「新たな日常」の原動力としてデジタル技術を最大限活用し、新たな社会を創造していくため、従来の制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組が全国的に求められている。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2（2020）年12月25日閣議決定）」においては、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。これに併せて、総務省は、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を令和2（2020）年12月に策定した。

令和4（2022）年6月には、デジタル社会形成基本法に基づき「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル化の基本戦略として「デジタル社会の実現に向けた構造改革」及び「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられたことを受け、総務省は、同年9月に「自治体DX推進計画」の改定を行っており、さらに、令和6（2024）年4月までに、住民と行政の接点（フロントヤード）の多様化・充実化、デジタル人材の確保・育成に係る方針策定及び公金収納におけるeLTAXの活用を計画に盛り込む等の改定を行っている。

本県最上位の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」においては、感染症が収束したポストコロナをにらみ、さらには、年少人口及び生産年齢人口が急激に減少する令和22（2040）年頃を見据え、デジタル技術を活用し行政のデジタル化を推進することとしている。また、「岡山県行財政経営指針（令和3年3月版）」においても、県民の利便性向上や県行政の効率化を図るため、これまでの業務の実施方法等を見直し、デジタル化の取組を加速することとしている。

全県的な情報通信基盤として本県が整備してきた「岡山情報ハイウェイ」を有効に活用しながら、「晴れの国おかやま生き生きプラン」や「岡山県行財政経営指針」におけるデジタル化の姿勢や取組方針に沿って、本県として進める行政のデジタル化を着実に実行するため、国の示した「自治体DX推進計画」等を踏まえ、取組方針や工程表、推進体制等を指し示すものとして本指針を策定するものである。

併せて、本指針を、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づき都道府県に策定が義務付けられた「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けるものとする。

2 対象期間・推進体制

(1) 対象期間

自治体DX推進計画に定める対象期間を踏まえ、令和3(2021)年10月から令和7(2025)年度末までを本指針の対象期間とする。

(2) 推進体制

全庁を挙げて、デジタル化を推進するため、全庁的・部局横断的な推進体制を整備し、効果的に取組を進める。また、専門的な知見を有する外部人材を活用するとともに、デジタルに関する知識やスキルを有する職員を育成する。

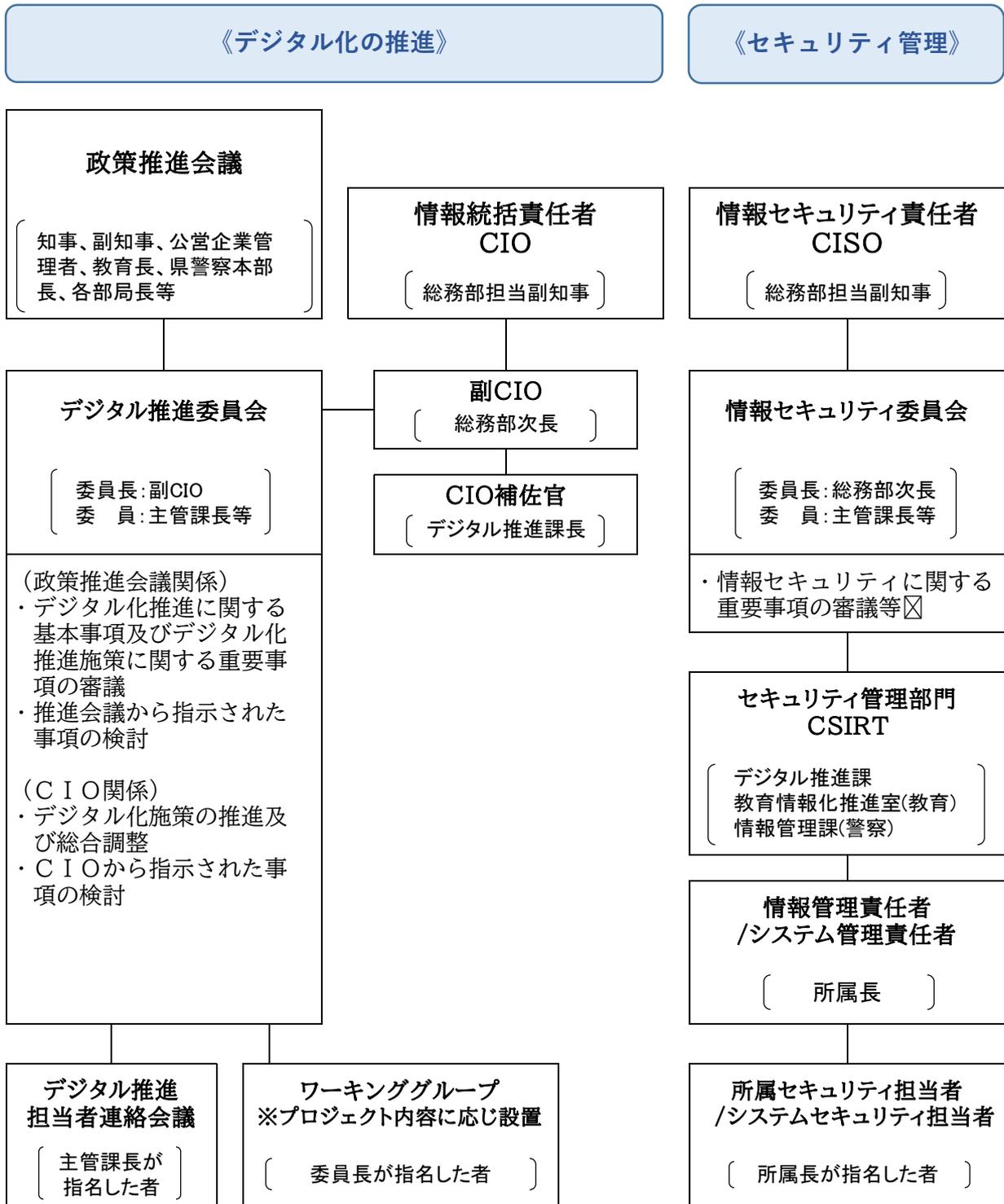
ア 庁内の推進体制

本県のデジタル化の推進に当たっては、組織横断的に情報化施策を推進するため、情報統括責任者（CIO¹／総務部担当副知事）を配置するとともに、情報セキュリティ施策の円滑な推進を図るため、情報セキュリティ責任者（CISO²／総務部担当副知事）を配置し、取組を進めてきたところである。

これに加え、知事、副知事、公営企業管理者、教育長、県警察本部長、各部局長等を構成員とする「政策推進会議」の下に、デジタル化推進施策に関する重要事項の審議等を行うため、庁内連携組織として「デジタル推進委員会」を令和3(2021)年5月に設置するとともに、その下に、各主管課の担当者との情報共有等を行うデジタル推進担当者連絡会議や、プロジェクト内容に応じたワーキンググループを設置し、デジタル化の一層の推進に取り組む。

¹ C I O …Chief Information Officer の略。

² C I S O …Chief Information Security Officer の略。



図表 1 推進体制図

イ デジタル人材の確保・育成

(ア) D X推進ディレクターの活用

民間で活躍するデジタル専門人材を「D X推進ディレクター」として委嘱し、デジタル推進委員会やワーキンググループ等において、次のとおり専門的立場から提案や助言、職員支援等を受け、本県のデジタル化の推進に活用する。

- ・デジタル分野における民間での知識や経験に基づき、県行政におけるD X推進の方向性や方策について、専門的立場から提案や助言を行う。
- ・行政手続オンライン化、I C T³による業務効率化など県庁のデジタル化、各行政分野におけるデジタル技術やデータ活用の取組について、専門的知見を用いて企画立案や職員支援を行う。

(イ) 職員研修等の実施

行政のデジタル化を推進するためには、その担い手である職員が必要な知識やスキルを身につけ、活用していくことが求められる。

各部局においてデジタル化を推進できるよう、デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、すべての職員のI Tリテラシー⁴の底上げを図るとともに、デジタル技術等の利活用に関する知識を有し、デジタル技術等を活用した業務やサービスの企画立案やD Xに伴う課題理解や分析、解決策検討等の業務に自律的に取り組むことができるD X推進の中心的な役割を担う人材を育成するための職員研修やeラーニングを計画的に実施する。

ウ 市町村との連携体制

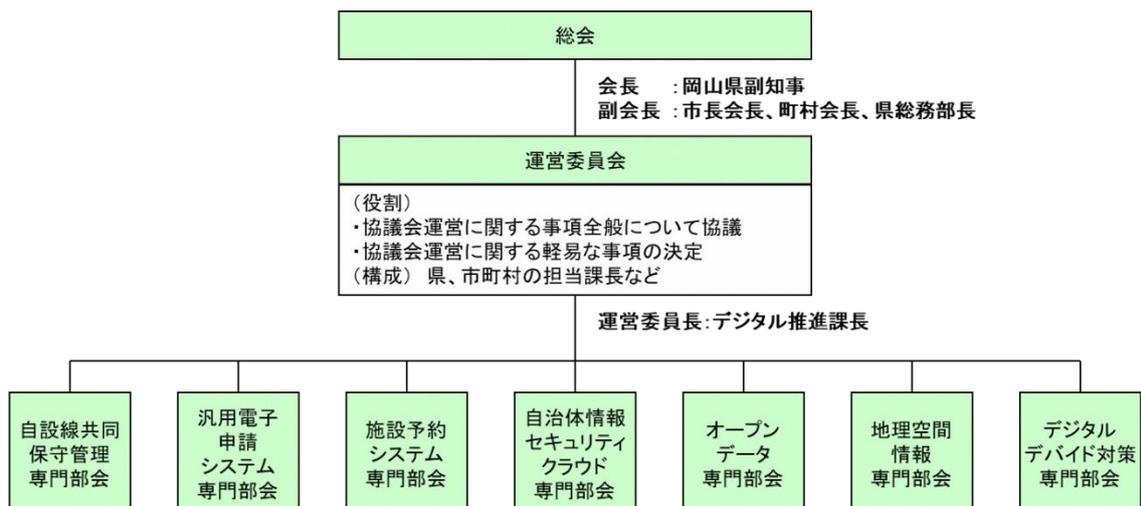
自治体D X推進計画においては、市町村のD Xについて県が一定の役割を果たすことが期待されている。

このため、市町村との情報共有や連携を進めるため、平成14(2002)年に設立した「岡山県電子自治体推進協議会」やデジタル専門人材の活用等により、市町村との情報システムの共同調達・共同利用、情報提供や技術的助言、人材の確保・育成、デジタルデバイド対策など、市町村のD Xの取組を支援する。

また、全国的な情報システム標準化の取組について、業務関係課において、システム移行や業務フローの見直しなど、それぞれのニーズに応じた支援を行う。

³ I C T …Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

⁴ I Tリテラシー …Information Technology Literacy の略。情報技術 (IT) を利用し、使いこなすスキルのこと。



図表 2 岡山県電子自治体推進協議会組織図

3 目指す姿

人口減少と高齢化が進行する現状において、デジタル化の推進は、県民の安全・安心を確保し、潤いのある豊かな生活を実感できる社会を実現するための有効な手段である。デジタル化自体を目的とすることなく、デジタル技術やデータを活用し、地域経済や県民生活に活力を生み出すことが真の目的であることを再認識し、取組の出発点としなければならない。

経済を活性化させ、安心して豊かさが実感できる地域の創造に向け、従来の県庁の仕組みや仕事の進め方について、これまでの概念にとらわれず利用者目線で見直しを行い、デジタル技術やデータを有効に活用し、新たな価値を創造することで、行政のデジタル化を推進し、“すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現”を目指すものとする。

(基本姿勢)

- 県の実施する行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、県民の利便性を向上させる。
- AIやRPA⁵などのICT活用により業務の効率化を図り、限られた人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる。

⁵ RPA… Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

4 取組事項

(1) 重点取組事項

ア 情報システムの標準化・共通化

全国で共通する事務を担う情報システムを各自治体が個別に整備・運用していくことは非効率であり、コストや職員の事務負担を増大させる面があった。国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4（2022）年10月）」において、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境を整備・運用するとしており、この利用環境の活用も視野に入れて、具体的な対応方策や課題について検討し、情報システムの標準化・共通化を進める。

標準化・共通化にあたっては、単なるシステム更改にとどめることなく、業務プロセスの見直しや、業務改善の機会としてとらえる視点を持って取り組む。

【取組方針】

- ▶ 行政手続の簡素化・効率化、運用コストの低減等を図るため、国の策定する標準仕様に準拠した情報システムへ移行する。
対象システム名 ・生活保護システム（地域福祉課）
・児童扶養手当システム（子ども家庭課）
- ▶ 県が新たに情報システムを整備する場合は、情報システムや保有データの相互運用性を確保し、事業者間・組織間の壁をなくすよう設計する。また、他団体との共同利用やカスタマイズ不要なパッケージ製品の導入によるコスト低減も検討する。

【主な取組スケジュール】

項目	●国の取組				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
共通			● 地方公共団体情報システム標準化基本方針		
生活保護システム、児童扶養手当システム	● 標準仕様公表	● 標準仕様公表	仕様確認等	調達・移行準備	標準準拠システムへ移行

イ マイナンバーカードの普及促進・利用推進

本人確認のための身分証明書としての利用だけでなく、電子証明書を利用したオンライン申請など様々な行政サービスに利用できるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものである。今後も、各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用の機会拡大が見込まれ、住民の利便性の向上につながることから、国や市町村と連携してマイナンバーカードの普及促進や利用推進に取り組む。

【取組方針】

- 市町村と連携し、出張申請受付の促進など申請しやすい環境の整備を図る。
- 公的個人認証サービスを利用する電子申請の拡大など保有するメリットの創出を図る。
- マイナンバーカードの利便性や安全性に関する、広報や啓発を行う。

【主な取組スケジュール】

項目	★県の取組 ●国の取組				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
申請しやすい環境の整備	市町村への受付体制の拡充の働きかけ(窓口延長・土日開庁)				
	市町村への出張申請受付の実施の働きかけ・申請サポートの共同実施 ★申請状況に応じて国への財政支援継続要請				
保有するメリットの創出	●健康保険証の本格利用				
	●公金受取口座の登録				
	●カード機能のスマホ搭載				
広報	●健康保険証との一体化				
	●運転免許証との一体化				
	公的個人認証サービスを利用した電子申請の拡大・市町村への拡大の働きかけ				
広報	市町村へのコンビニ交付、図書館カード利用等の実施の働きかけ				
	国、市町村と連携した広報・啓発				
広報	健康保険証利用や公金受取口座登録など時宜をとらえた広報				

ウ 行政手続のオンライン化等

デジタル化による利便性の向上を県民が享受できるよう、行政手続きのオンライン化だけでなく、県民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。このため、県の汎用電子申請システムや国のマイナポータル等を活用し、行政手続を対象としてオンライン化を推進するとともに、フロントヤードの手続きを直接「データ」で対応するなど内部事務の効率化・集約化を進める。

【取組方針】

- ▶ 令和3（2021）年度内に対象手続を拡大し、約800手続をオンライン申請可能とする。
- ▶ 電子化が困難な添付書類の取扱い等の課題を整理し、オンライン化対象手続を拡大する。
- ▶ 汎用電子申請システムにクレジット払い機能等を追加し、手数料等の支払いのキャッシュレス化に対応する。（県証紙は令和5（2023）年10月に廃止済）
- ▶ オンライン申請に関する手続について、オンラインで手続が完結できるよう、システムや関係規定の整備を検討する。
- ▶ 国のデジタル臨時行政調査会における書面・対面規制の見直し内容を参考に、本県の行政手続の在り方について検討する。
- ▶ 書かない窓口などフロントヤード改革について検討する

【主な取組スケジュール】

項目	★県の取組					
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
行政手続	約800手続の オンライン化 ★対象手続拡大	手数料を伴う手続 のオンライン化 ★対象手続拡大 ★対象手続拡大	課題の残る手続の継続検討 広報等による利用拡大 ★クレジット払い対応	★県証紙の廃止		
フロントヤード				フロントヤード改革の検討		

エ AI・RPA等のICTツール利用推進

AI・RPAは、業務の効率化や労働時間の短縮などに有効な手法の一つであることから、国の作成した「自治体におけるRPA導入ガイドブック（令和3（2021）年1月）」「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック（令和3（2021）年6月）」等を参考に、AIやRPAの更なる活用を進める。

【取組方針】

- ▶ AIを活用し、議事録の作成や手書書類のテキスト化を進めるほか、生成AIの利用や、パソコンで行う定型的な作業について、RPAを積極的に活用し、業務の効率化を図る。
- ▶ RPA等について、操作研修会等を充実させ、内製化を図る。
- ▶ ビジネスチャットやプログラミングが不要な業務自動化ツール、先進的なウェブサービス等を積極的に活用し、県民サービスの向上と業務効率化を図る。
- ▶ その他、新たなICTツールの活用について、国や他県の動向も注視しながら、情報収集に努め、導入に向けた検討を行う。

【主な取組スケジュール】

項目	★県の取組 ●国の取組				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
AI	AI-OCR利用拡大				
	音声認識ソフト	携帯型議事録作成端末へ更新、利用拡大			
		AIチャットボット導入、想定質問数の拡大			
	●AI導入ガイドブック作成（6月）		生成AIの利用		
			★生成AIガイドライン作成		
RPA	RPA展開 操作研修会、シナリオ作成サポート				
	●RPA導入ガイドブック作成（R3年1月）				
その他 ツール		ビジネスチャット導入、利用拡大			
			ノーコードツールの導入		

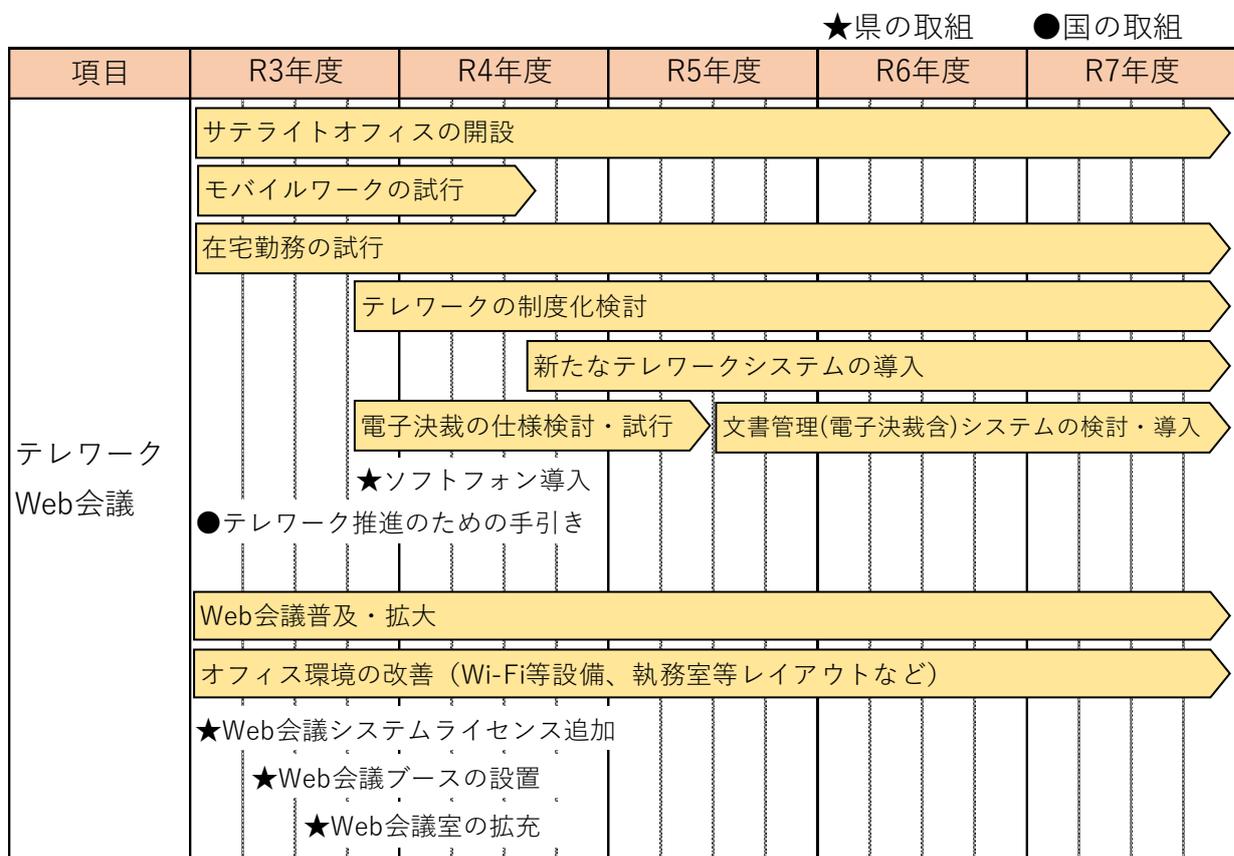
オ テレワークの推進

テレワークは、職員がICTを利用して時間や場所を有効に活用することで、それぞれのライフステージに合った柔軟で多様な働き方を可能とする。また、災害や感染症の発生時等における行政機能の維持にも効果が期待される。

【取組方針】

- ▶ 国が策定した「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（令和3（2021）年4月）」等を参考に、テレワークの制度化を検討しつつ、新たなテレワークシステムの活用に積極的に取り組む。
- ▶ Web会議システムを活用し、国や市町村との会議や関係団体等との打ち合わせなどの効率化を図る。
- ▶ 執務室等がデジタル社会に対応したオフィスとなるよう検討を行う。
- ▶ ビジネスチャット等のコミュニケーションツールの活用や、電子申請・財務会計システムとのデータ連携を視野に入れた文書管理システムの構築等によるバックオフィス業務の電子化により、テレワークが可能な働き方を確立する。
- ▶ ソフトフォン⁶導入による庁内電話環境の整備を行う。

【主な取組スケジュール】



カ セキュリティ対策の徹底

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定内容を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。

⁶ ソフトフォン… PC等を電話機としても利用することができるアプリケーションソフト

【取組方針】

- ▶ 三層の対策⁷については、αモデル⁸を継続する。一方、業務の利便性・効率性の向上を図るため、業務システムのクラウド化、テレワークの推進などに対応できるよう、セキュリティポリシーの見直しやインターネット利用環境の改善等を図る。
- ▶ なお、次期セキュリティクラウドについては、市町村における三層の対策の抜本的な見直しに対応できるものとして整備する。

【主な取組スケジュール】

項目	★県の取組 ●国の取組				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
次期セキュリティクラウド移行		●ガバメントクラウド共用開始（一部機能）			
	移行作業	次期セキュリティクラウド利用			
		利用団体のセキュリティポリシー見直しへの対応			
庁内セキュリティ対策の見直し		●セキュリティポリシーガイドラインの改定	●セキュリティポリシーガイドラインの改定		
			★岡山県情報セキュリティポリシー等の改定		

キ 公金収納におけるeLTAX⁹の活用

普通会計に属する公金の収納について、eLTAXを活用し、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上を図る。

【取組方針】

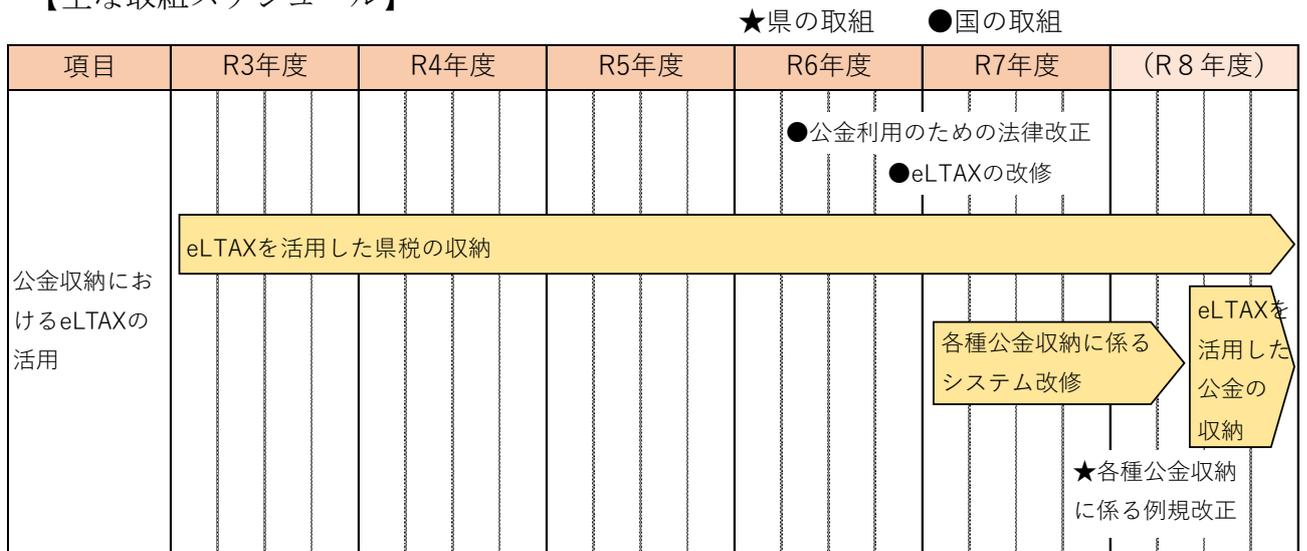
- ▶ 国において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるよう所要の立法措置を講じ、その上でeLTAXのシステム改修を行う。
- ▶ 県では、順次、各種公金システムの改修等を進め、eLTAXを活用した公金収納を目指す。

⁷ 三層の対策… 自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るため、①マイナンバー利用事務系、②L GWAN接続系、③インターネット接続系の3つにネットワークを分離・分割し、情報漏えいを防ぐ仕組み。

⁸ αモデル… L GWAN接続系の端末の一部又は全部を、インターネット接続系に移行するβモデル又はβ'モデルに対して、従来の3層分離を維持するモデル。

⁹ eLTAX… 地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム。

【主な取組スケジュール】



(2) あわせて取り組むべき事項

ア 地域社会のデジタル化

光ファイバーの全国的な展開や5G¹⁰サービスの開始、ローカル5G¹¹の導入等情報通信基盤の整備が大きく進展する中、産業分野（商工業、観光、農林水産業）や、暮らし分野（健康・医療・福祉、環境）等においても、デジタル技術やデータを活用することで、地域経済や県民生活を飛躍的に向上させることが可能となっている。行政のデジタル化と合わせ、それぞれの分野における庁内各部局の施策・取組等を通じ、地域社会のデジタル化を推進する。

なお、デジタル技術を活用した各部局の施策・取組等について、定期的に取りまとめ、情報共有を図り、有機的な連携により、県全体でのデジタル化の好循環を生み出す。

【取組方針】

(共通)

- 昨今の全年齢層におけるネット利用率の向上等に鑑み、県内外への情報発信をより効率的・効果的なものとするためデジタルマーケティングを推進する。

(産業分野)

¹⁰ 5G… 第5世代移動通信システム。超高速、超低遅延、多数同時接続の特徴を持つ、次世代の移動通信システム。

¹¹ ローカル5G… 通信事業者以外の企業や自治体等が、原則として自己の土地・建物内に構築した5Gサービス。

- ▶ デジタル技術の導入支援や人材育成・確保、デジタルマーケティングの活用支援などにより企業のデジタル化を推進し、新たなビジネスモデルや付加価値の創出等による生産性の向上と競争力の強化を図る。また、観光や県産品情報の発信・分析などにもデジタル技術を活用し、本県の旅の魅力向上を図る。
- ▶ ロボットやA I、I o T¹²等の先端技術を活用し、省力化・軽労化、高品質安定生産に取り組むことにより、力強い担い手の確保・育成と、生産性の高い農林水産業の推進に取り組む。また、デジタルデータ等を活用し、農地・林地や農業水利施設等の効率的な管理等を行う。

(くらし分野)

- ▶ 情報ハイウェイに代表される県内に整備されたI C T基盤を活用し、医療、教育、地域づくり等、県民生活に身近な分野での情報化による連携・結合を深め、地域の発展を図る。
- ▶ 県有施設の利用料や各種手続の手数料等のキャッシュレス化など、県民・事業者等との間の様々な手続のデジタル化を推進する。
- ▶ I C Tを活用した移住・定住の促進や青少年に関する相談窓口の充実など、県民生活に密接に関連する分野におけるデジタル化の取組を推進し、県民が快適で容易な移動を可能にする生活交通のオープンデータ化や、中山間地域の活力創出を図る。
- ▶ 地域の発展に寄与することを目指し、県民生活に深く関わりのある分野において、デジタル技術を活用し、安心して快適な生活環境の確保や自然環境の保全、文化・スポーツなどの振興につながる取組の推進を図る。
- ▶ 結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じたデジタル技術の活用を努めるとともに、保健、医療、福祉、介護等の各分野において、誰もが安心して生活できるよう、医療・福祉等のサービスの充実を図る。
- ▶ デジタル技術を活用した初動警察活動、I C Tを活用した防犯情報の発信や事件・事故の分析に基づく抑止対策等を推進するとともに、社会のデジタル化に伴い懸念されるサイバー犯罪等への的確な対処により、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指す。

(教育分野)

- ▶ 1人1台端末を活用してプログラミングや情報セキュリティなどのI C T教育の充実に努め、多様化する課題にI C Tを活用し、A Iにはない人間の強みを生かして他者と協働しながら、創造的に課題解決に取り組む力の育成を図る。併せて、デジタル技術を活用し、教員の指導力や保護者等の利便性を向上させる。

¹² I o T… Internet of Things の略。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、様々なモノに通信機能を持たせ、インターネット接続や相互通信により、自動計測や自動制御などを行うこと。

(防災・インフラ整備分野)

- ▶ 防災対策の分野においても、最新のデジタル技術を積極的に活用し、ハード、ソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に地域の強靱化に取り組むことにより、県民が安心して暮らすことのできる災害に強い地域づくりを推進する。
- ▶ 外国人旅行者のニーズに対応した通信環境の構築や災害時の通信手段の確保を図るため、公衆無線LAN環境の充実を図る。
- ▶ 開発地の適時・適切な指導、違反行為の早期発見や抑止、災害等の未然防止のため、許認可を担う関係課の巡視情報などをクラウド上で一元的に管理し共有することにより巡視機能を強化する。
- ▶ 激甚化・頻発化する自然災害への備えやインフラの老朽化、担い手不足等、建設分野における課題に対応するため、3次元データやビッグデータ等のデジタルデータとAIやIoT等のデジタル技術を活用し、安全・安心や生産性の向上を図る取組を推進する。

イ デジタルデバイド¹³対策

行政サービスのデジタル化は、県民生活の利便性が向上し、民間事業者等の効率化に資する、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化であることが求められる。

このため、デジタル化を進めるにあたっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を受けることができ、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感で見る「誰一人取り残されない」デジタル社会の実権を目指すための環境の整備を行い、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを目指すことが重要である。

【取組方針】

- ▶ 電子申請や各種サービスのオンライン化に伴い、行政窓口としてのホームページやSNS¹⁴等の重要性が高まる中、利用者目線でわかりやすい情報発信を行う。
- ▶ 電子自治体推進協議会に設置した「デジタルデバイド対策専門部会」を通じて、高齢者等がデジタル機器の取扱いを学ぶ機会の提供などの具体的な取組について、市町村を支援する。

¹³ デジタルデバイド… インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する地域間デジタルデバイドや、年齢や情報リテラシー等の相違に伴う個人間デジタルデバイドなどがある。

¹⁴ SNS… 人の社会的なつながりをつくる機能を提供するオンラインサービス。ブラウザやスマートフォンアプリなどで利用できる。

- ▶ 光ファイバーの整備促進について、市町村に対して国の補助制度等の情報提供を行うとともに、国に対して全国知事会等を通じて整備に未着手の地域への支援制度の拡充を求める。

ウ アナログ規制の点検・見直し

デジタル関連技術が飛躍的に進展する一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る制度の多くが書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させていくことが不可欠である。

【取組方針】

- ▶ 国においてデジタル原則¹⁵の観点から代表的なアナログ規制として選定した、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規則、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目について点検・見直しを行う。

エ B P R¹⁶の推進

行政手続のオンライン化、ICTツールの利用、テレワークの推進等により事務処理の迅速化や質の向上を図るとともに、施策の企画・立案や県民とのコミュニケーションなど、よりよい行政サービスを行うための業務に注力できるよう、これまでの概念にとらわれず、従来の県庁の仕組みや業務プロセスを抜本的に見直すB P Rに取り組む。

【取組方針】

- ▶ 各業務において、作成資料、様式などの見直しを行うとともに、ICT導入を前提として業務フローを見直し、事務の最適化を図る。
- ▶ 職員の知識向上や意識改革のため、ICTツール活用の研修等を実施する。
- ▶ 行政手続のオンライン化に向け、原本要求など電子化困難な添付書類の見直しを実施する。
- ▶ 会議資料の準備に係る負担を低減するため、共用会議室等で利用可能な行政無線LANを活用し、会議等のペーパーレス化を進める。
- ▶ 電子申請やデータ交換の普及に対応し、文書事務等のバックオフィス業務の電子化を図るとともに、公文書管理の電子化を実現する。

¹⁵ デジタル原則… デジタル臨時行政調査会が令和3(2021)年12月に示した、①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則のこと。

¹⁶ B P R… Business Process Reengineeringの略。目標や目的を達成するために、業務フロー等を再構築すること。

オ オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法で、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。本県でも、同法の趣旨や、オープンデータ基本指針（平成29(2017)年5月）を踏まえ、保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出促進、地域課題の解決を図る。

【取組方針】

- ▶ 行政保有データの機械判読性の確保と原則オープン化を進める。
- ▶ オープンデータの公開とその利活用の促進を目的とした民間・利用者ニーズに基づく標準データセットを定め、庁内各部及び市町村にオープンデータとしての公開を働きかける。
- ▶ オープンデータ伝道師¹⁷等と連携した民間活用の促進を図る。

【主な取組スケジュール】

項目	★県の取組 ●国の取組				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
オープンデータの推進	●自治体向けガイドライン策定				
	●オープンデータの質の評価指標設定				
	★県・市町村共同利用システム更改				
	標準データセット検討	データ登録量の拡大・質の改善			

¹⁷ オープンデータ伝道師… 国が任命し、地方公共団体に派遣しているオープンデータに造詣の深い有識者のこと。